

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2009

課題番号：18530014

研究課題名（和文） ADR促進法とADR実践の構築：
法と運用実践の相互構築過程の法社会学

研究課題名（英文） Mutual Construction of ADR Act and ADR Practice: Socio-legal approach to Mutual Construction Process of Law and Practice

研究代表者

和田 仁孝(WADA, Yoshitaka)

早稲田大学・法務研究科・教授

研究者番号：80183127

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：ADR、紛争解決、メディエーション

1. 研究計画の概要

ADR 設置主体となる各士業団対応における法制定前後の見解の変化等についての資料とインタビュー調査による検証、北米型ADR 運用モデルの導入のあり方の検証、比較対象として、海外のADR 法制と現況の調査を、それぞれ実施し、それを通して、ADR 運用プラクティスの構築にみる法の浸透と変容、北米モデルの異なる文化的・法環境的背景のもとでの浸透と変容、構築されたADR プラクティスの我が国における実践的有効性を明らかにする。

2. 研究の進捗状況

これまで、土地家屋調査士、司法書士、社会保険労務士、産業カウンセラー協会などの団体のADR 設置過程の資料やインタビュー結果の分析を行い、かつ医療領域のADR 導入の動きについても検討した。その結果、司法書士会では、簡易裁判所事物管轄範囲内では訴訟代理権を持つことから、認証を得ずに、そのままADRを設置するパターン、弁護士会との協働によりADR を設置するパターン、報酬を一切取らずADR を設置するパターンなど、ADR 法の規定との関係で多様なタイプの設置形態があることが確認できた。これは、必ずしも好ましい多様性ではなく、認証制度が一つのネックとなって、設置形態に制限があることの反映である。また土地家屋調査士会などは、そもそも弁護士との協働が前提されており、こちらは設置形態より、人材育成が課題であったが、そこでも弁護士と対話促進型手続運用のモデルとの間で、若干の緊張関係が

ある。資料収集とインタビューによる調査データを素材に、分析し、その成果は、下記にあげる書籍、論文の形で公表している。次年度は最終年度で、総合的な成果のとりまとめを行う段階となっている。

3. 現在までの達成度

おおむね順調に進んでいる。すでに大半の資料収集、インタビュー調査は終了し、とりまとめの段階に入っている。成果も公表しており、予定通りに研究遂行し、目的を達してきている。

4. 今後の研究の推進方策

次年度はこれまでの資料を基に総合的なとりまとめを行う最終年度に当たる。各士業団体や紛争領域において、固有の特性もあることが判明し、それに応じてADR 手続きパターンを整理し、その意義と可能性をまとめていくことになる。とりわけ司法書士会は、そのパターンが弁護士の増員や司法改革全体の動きとも絡んでおり精密な整理と分析が必要である。これらにつき、データに基づき、論文を公表していくことになる。研究の過程で、動き始めたADR 期間の実態をさらに検証する必要があるが、これについては新たな研究課題として、展開していく必要がある。

5. 代表的な研究成果

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計2件)

和田仁孝、コンフリクト社会と紛争解決システム、都市問題、100巻2号、査読無、2009年、80-88ページ

和田仁孝、外科医療における裁判外紛争処理、外科学会雑誌、109巻3号、査読有2008年、163-166ページ

〔学会発表〕(計1件)

和田仁孝、ADR in Recent Legal Reform in Japan, Law and Society Association Annual Meeting 2007.7.28 ベルリン

〔図書〕(計3件)

和田仁孝(編)、三協法規、ADR 認証制度、2008、242ページ

高橋宏、和田仁孝 他、法律文化社、民事紛争と手続理論の現在、2008、669-683ページ

和田仁孝(編)、有斐閣、ADR - 理論と実践、2007、160ページ